

童蒙在草

四

特279-189

279



1200501132068

189

庫書省部文

五	七	二	九	原
冊	號	架	函	五
				九
				二
				號

第二冊

共五冊

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



特 279  
189

福澤諭吉譯



童蒙を以て草卷の務局

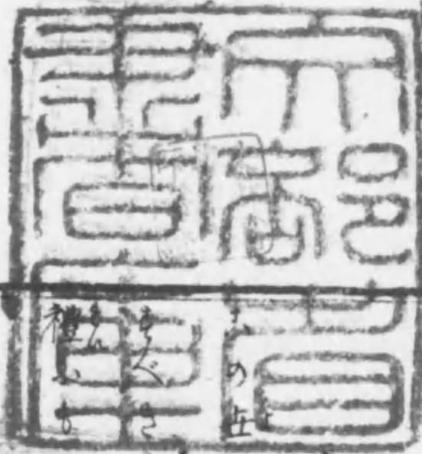
明治五年  
壬申季秋

尚古堂發兌

文部省普

編輯局第三課引繼  
明治廿一年十月受領

書庫引繼之證



童蒙を以て

草卷の務局

圖書山章

福澤諭吉譯

第十九章他人の天然の通義不就き誠を盡し事

小ほろる人ハ天の道不従ひ其身と心とを自由自在小

著の理何れも他人の通義といふ他人小對して失

小事をふさぎも差支はることなり又世の太平を害する

こゝろ小ほろるは我思のやゝ小事を考へ我思のやゝ小言

葉を幾らも是亦差支はることなり故に他人を以て我を

童蒙教草 卷の四

きゆうと為を或ハ物事不害を為さざる人を制して我心  
不従も一我心を以て其人の身を制し當人を一思ひの  
事不事を為さしめ思のよふ事を考へしめざるハ大  
なる乱暴もて其人の通義を害さるの甚だしきものと云ふ  
べし其こも侵害するの罪ハ當人の地面を奪ひ或ハ其金を  
盗む不異ふることあり

① 佛蘭西不於ておやけりの事

一國の君たる者或ハ其國の貴族等ハ同類の人不對して威  
權あるもの由る此威權を以て事を行ふハ依怙最負の沙  
汰ふくして總便を主とし自かのカハ及ぶたけハ下々の者

の都合より中う小心を用べし若し然らざりて上たる者ハ  
心得違はると云ハ恐ろしき變を生むるものあり元來下マ  
の民百姓ハ國の政事正しくして慈悲深くさへおはさばよく  
上は徒ふ者おはさども不正を以て無理不押付んとさうと云  
ハ恐ろしき人情おありて其害をふること測ら可らざる三  
百年代佛蘭西不おやけりの師として百姓一揆の起したるも  
此一例ありとるをこつとといへる人この始末を記し  
たることあり今其記事を左に掲てこをを示す  
おやけりとハ佛蘭西不のりりり百姓一揆の名ありこの名の  
起り由來ハ同國不て貴族の輩百姓どもを賤しめ嘲りて

おやくボのむとひひーよりこの一揆をもおやくけりの師と  
 唱ふるありおやくボのむとハ結構人の三太郎といふが如  
 き人を馬鹿ふしたる言葉ありおやく此一揆騒動の源ハ佛  
 蘭西の貴族等年来百姓どもを無理ハ押付けこきを耻しめ  
 こも成苦しめこもハ無禮を加へしより始りたるあり元來  
 佛蘭西の貴族等ハ百姓どもを見てこきを同類の人間と思  
 へも自分より一段下たる者として百姓の自休も其家  
 蔵自代も上たる者の思のよりお取扱ひ生々も殺をも興  
 ふるも奪ふも我勝手次第ありと心得て我儘を働くの風お  
 むに下々の民百姓ハ依をもボる所なく唯國王を頼し

るづり小艱苦を忍び居るをりをあり此時丁度佛蘭西と英  
 吉利との戦争小佛蘭西敗北して國王も生捕とありしお付  
 てハ國中の騷動一方ありを然る小貴族等ハこの騷亂の世  
 小在て却てより増長し傍若無人憚る所もふくして威權  
 を振ひ或ハ酒ハ酩酊して領分の百姓を苦しむるおどの惡  
 行ハ及びりりハ百姓共もいよく望を失ひ盡して最早前後  
 も顧もを乱を思ふの心を生ぜり身ハ飢寒の苦界ハ陥りて  
 貴族の榮耀榮花を觀るの怒不堪へど乃ち農家ハ有合ハ鉞  
 鉞を携へ斧鉞を提げて數萬の百姓群集し國中の貴族等  
 を残らむ伐ち平げんとて意を決したる勢ハさも恐ろしき

有様あり

夫の一揆ハ更々方々起りて遂に一國中の騷動ハ及ぶ  
 愚民の一揆ハ古より其例少く上の惡政ハ窮りて色て  
 一時ハその箝を破るるハ乱妨狼藉至らざる所あり無知  
 文盲の民ハ珍らしかば振舞ふも更ふとも怪しむ  
 不足らば無数の群民雲の如く集り蜂の如く起り火を放て  
 貴族の家を焼き其門を破り其城を毀ち其妻子を引出して  
 こも浅あぶり殺しおらる等慈悲なきも亦甚だしくつふべ  
 一其勢ハ恰も首の鎖を解たる病犬の如くふるて義理の何  
 者たるを知らざる人情の何事たるを辨へざるあり

右の如く一揆の害ハ恐ろしきものなれども其本を尋ねば  
 上より無理を以て下を押付けらば汝無學文盲ハ陷ひ色た  
 る小由り一旦其箝を破りしは汝も亦人間の情合を知らざ  
 して斯く乱妨をも働くことなきハゆふがら一揆の者を咎  
 るハ足らば其實ハ惡政の罪あり

○とをすをくらるくそんの事

英吉利の領分ある西印度の地ハ年来亞非利加洲より黒  
 奴を買へばこれを「色色」<sup>（注）</sup>と名け其當人の生涯ハ勿論子  
 孫までも買切りの奉公人と為して其取扱ハ牛馬ハ異ふ  
 毎年の黒奴を船小横込ニ運り度小て賣買する事

千人といふほどの數ふきども古より仕來ふて世間の人もこも小慣を千七百八十五年の頃よりハ怪む者もふかりが同年英吉利の國かんぶりとトの大學校に於て學校の書生小文章を作らしめ其出來のよれものハ褒美を與ふべしして先生より題を出せしことより其題ハ人を強てと色いりと為さハ理不當なるや否との問ありとをよきくらさくそんハ此時學校寄宿の書生ふもバ力を盡して其文を綴り學校の褒美を得たりこの文章を公け小吹聴せし翌日同人ハ馬小衆てかんぶりとトよりろんどんへ行きて途中小始終この文章のことを考へ何れ心配の様子ふて道もてか

ろとを遂小馬より下りて路の傍に坐し躬かき氣を轉して思ふに我文章の趣意も或ハ道理不戻りしからんと強て説を為さんととをもども一心不足りたる見識は如何にやもこも成變むべからむき色バ年来亞非利加の人を慈悲よく取扱ひしハ英吉利人の罪不相違も何れをこの上ハ世間一般の人をして活たる眼を開かしめこの一条小付き正しき義理を知らしめざる可らむこハ人間の一大事ふも此大事を身小引受力を盡す者ありるべからむとて心まをくすもかきむしてろんどん小著し取敢て彼の文章を出版せしるバこも成見て心を動かし者も多かりしとせども當人



いふまでもなく殺害不遭てんとせしも数度不及び一かど  
 のことおきどもくらゐくそんハ其一心不決断せし趣意を  
 變むることなく一々遂お千八百七十年不至り英吉利議事院  
 の評議不て「をきい」の商賣を禁むとの命を下す不至き  
 實天下の一大事件といふべし若しその時より二十年  
 以前この事を巧みかため語る者所をバ愚人ともいふも  
 狂人ともいふるべき筈あらん  
 英吉利不てもきい」の商賣を禁したる不付他の政羅巴の  
 國々不ても其例不倣ひ數年の間不皆禁制の命を下し一八  
 百三十四年不至り英吉利不てハ政府より二十萬不んと

金を出して諸方不い領分のむをいを殘らむ身受しそ  
 こも後召使ふことを禁たり實此一条ハ人の不業を救  
 ひ大仕事おきども其源を尋むバ唯一人の仁心より出で  
 一ことあり世のたり不我一身を委ねて九人の企て及ぶ可  
 らざる所の功業を成したるハ人を愛し理を重んむるの心  
 深切ありといふべし

第二十章職分不就き誠を盡し事

金不ても品物不ても人の物を貰ひ其代として先方の家の  
 用を達する又ハ其田地を耕り又ハ其店細工場等不て  
 仕事をる又ハ其人の病を介抱する又ハ其人の名代と

ありて公事訴訟の場所に出るあどのことを約束をり死  
 ハ先方の主人ハ固より我を信し必是等の事をよれや  
 不為にあつんとて我小事を任せたる者あり然るも其金の  
 を取て勤むべきの職分を勤めざるハ主人の目を掠て不  
 正の金を取るといふものありて其罪ハ人をたゞて金を盗  
 むハ異あつて譬へバ今うゝ小人何れ他の家小雇もまて一  
 日小十時の間をくらけ何程々の賃銀を取らべしと約束し  
 て一時の間怠るときハこの人ハ約束の賃銀十分の一を盗  
 む者といふて可あり  
 他人のため小事を為して身の面目を失ふことおかし人と

あつてバ信實をつくり心を用ひて残る所もふく其事を成  
 さざる可らむ時を以て定めたる仕事おらバ其仕事の間ハ  
 假令一分時たりとも無益小時刻を費するわらむ  
 又この國小居てハ世間一般のため小盡るべき職分あり  
 の職分を勤る小於ても信實を盡るべきハ人々相對して請  
 合ひし仕事小於けるが如くおるべし即ち其職分ハ國の  
 政事を評議する役人を入札おて推舉することあり斯る役  
 人を撰ぶるハよく其人物を察して役義小相應るべきや否  
 を考へ唯この一事小心を用ゆべし議事院の評議役等ハ唯  
 一國のためを重んじて事を為すべき者あり裁判所の役人

ハ一國中の人と人との間、正しき理を行はせしめんとす  
る者あり、何れも重き役義の者なれば、こも推舉するもハ  
人を恐るゝこともなく、或ハ又私人を最負することもあ  
く世間一般のたれ、小信実を盡して我職分を勤めしめり  
或ハ又友達など我小相談も、ことごとくバ信實我心不於て  
其人のため、小宜しかるべきと思ふこと、或ハ差圖をく、或ハ  
又其友達なる者人を用ひて事を任せんとし、其人の人物如  
何とて我小聞合も、ことごとくバ信實、我知る所を告げざ  
るべからず、若しも我氣力弱くして、其人の怒らんことを恐  
る人物の宜しからずとハ知りあがらば、或進んことをあ

バこそ友達を欺くと、つゝもいあり、ことごとくため、友達ハ、  
き人物を用ひて、又この人、小欺かき害を蒙ること、思は  
るべし、故、小斯る場合、小臨で、ハ假令、心小苦しくとも、先  
の人、小對して、氣の毒なる、勇氣を振ひ、堪へ、悲びく、九出  
小信實を話さく、きあり

① 盲人と犬との事

年より、目が見へざり、難澁者ハ、乞食して世を渡り、小犬を  
道の案内、小用ること、つゝ其仕方ハ、細小て、犬を繫ぎ、其綱を  
手小執りて、犬の行く方、小従ひ、口バ、犬の目、小て、其路を  
導き、水、小落ること、も、なく、崖より、轉ぶこと、も、なく、怪我の心

配くわいはさざりあり或時羅馬の都小盲人の乞食こじきりて犬いぬ小別せうべつかして往來わうらいせいでこの犬ハ珍めづらしき知恵ちえありて且かつ主人しゆじんのため小深切こふかをつくり正ただしくおさざる振舞ふるまをふせしことか  
一盲人いんげんハ一七日の間ハ二度をうり同卜町どうふちやうを通り得意とくいの家  
の門かどを立て報謝ほうしゃを乞ふの習なひありしが犬ハ既すでハ其路そのぢを心得こころえ  
て案内あんないを為し報謝ほうしゃを施しとぐしとむすし家いハ軒別けんべつ小立せうた  
寄り盲人いんげんの報謝ほうしゃを乞ふ間ハ其かた人小休しゆと居ゐて其家そのいへより  
報謝ほうしゃを乞ふ状あはれ或ハこせ成断なりるとはハ乃すなはち立て又また犬の報  
小行き報謝ほうしゃを待つこと前まへの如ごとく或ハ其家そのいへより小銭せうせんを投な  
げ與よふるとはハ盲人いんげんハこせ氏し探たづねること出来できることも犬

ハ決して其錢そのせんを見失みふことかく是こゝを口くち小加くわへて主人しゆじんの手  
小持もちる冠かんものの中なかハ一いち度も誤あやまることかハ或ハ家の窓まど  
よりその人の父ちちらを授たづね與よふこともしり此こゝ犬いぬも我家わがいへにて同  
くも十じゆ分の養やしやを受うけ者ものあはぬハ畜類ちくるいの持前もちまへにて是こゝを喰く  
べき筈はずある小決こけつして然しかも假令たとハ細こく腹はらハ空くわくとも主人しゆじん  
と與よふ者もの小可よくさばハ唯一たがひ切きの食物じきぶつも口くち小つけし事ことハ  
人の心こゝろ正ただしくして其行状そのぎやうじやうの慥たしかなることこの犬いぬの如ごとくお  
ハ大おほ小譽こほむべきことあり

將軍しやうぐんわしんとんの事こと

亞米利加あみりか合衆國がしゆうこくの大統領だいしゆりやうわしんとんの一人ひとりの友達ともだちありて

の一人ハわしんとんと共小出陣して英吉利の兵と戦ひ太平  
の後も日ハわしんとんの家ハ出入して格別の親友あり  
ガ元来氣前より人物ハてさしでがましくもかく人ハ  
世ども事を為さず才氣ハちと乏しき方あり此時不當  
りより明後より大統領より其役人を申付べき苦あり  
クバ諸人の思ふは彼の人物を國のため小軍功も有り大  
統領ハ格別の間柄にして統領のこも紙用ひんとするハ勿  
論のことハ此度の役義を蒙る不於て必むむらかき  
ことハ以るよりして心の内ハ待ら構へざる者あり  
然る鬼小又この役義ハ就かんとする者一人有りこの人ハ

格別の人物ハて才氣ハ申分ふと雖ども國の政事向の  
ことハ付兼てわしんとんの議論ハ合さず大統領のためハ  
功を表したることも方く却て統領の為さ事を妨げんとせ  
しむどの次第ハて大統領ハ親しき者やを皆この人ハ  
不和ハきバ諸人も其役義ハ就くことハ逆も覺束ふと思  
ひしが豈圖らんこの度の役を命ぜらる者ハ大統領の  
友ハ何れを以て其敵あり  
この事ハ就き最初より氣をもみし者有りてわしんとん  
の許ふ至り此度の役を命トたるハ不都合ありとの趣を述  
べしバ大統領の答ハ云く余ガ朋友ハ余ガ心を以て交る

あり其人ハ余が家小来りてうろろにあり余が心小對してあろろにあり然もども其人物を察する小性質美ありと雖ども事を為さるべき男小つを一方の人ハ政事向の議論ふ於て余が敵ふもども余が私の心を以てこも如何ともしまぐわらむ余ハおろろトわーんとんおろろを合衆國の大統領ありおろろトわーんとんの私の身を以てハ初の人小對一力を盡して深切を表さるべきもども合衆國大統領の身ふてハ去きを如何ともしまぐわらむありと

は捌きの役人がまこい人の事

英吉利王第四世へぬりの子あるをうるまの君ハ理非の分

別かき人小ハ何れも性質短氣小して其交り野の者ハ何れも宜しからざる人物あり或時この王子の友達小罪を犯さる者つりて裁判所へ引出ださる捌きの役人がまこい人の前ふて仕置の申渡しつりけむ王子ハ固よりこの者を救さんとするの心切ある由りこの申渡しを聞て怒ること甚だしく場町柄をも辨へて裁判所の席ふて捌きの役人を打擲せりこの振舞の乱暴あるハ固よりいふまでもあきことあきども王子の身分とつひ殊小其父君ハ現小國王ふまば誰れこもを恐る憚りかざる者つらんよのつぬの人あつた必む王子の罪を咎ることあき苦あきどもがまこい

んふ於てハ然らば其裁判の役人たる職分を重んじて身の  
危き儀頼るを勤る所を勤めんとて獨り心ふ決断し乃ち王  
子の無禮を咎めてこもふ入牢を申渡したる  
王子も元來分別なき人物なりとぞも躬うら其罪を知り  
身分の貴きゆゑを以て自憐罪人を救まんとするも國の  
法は於ておま成許まむとの理伏しておんト申うふ入牢  
の命を受けたり  
右の始末國王の聞ふ違せしむ王の喜悅斜あむ手を拍  
ち聲を護して云く國の法を行ふは斯くも勇ましき一人の  
家來りハ余が幸あり斯る罪伏せり一人の子たるハ幸

のまら幸ありと王も亦明君と云ふべきあり

② 誠り入札人の事

こつとらんとして議事院の評議役を撰ぶの法ハ四箇村  
或ハ五箇村の組合ふて其内より入札を以て一人を擧る仕  
来あり昔日ハ村ふて入札する者ハ其村の役人ふて一村ふ  
十六人乃至十八人なりりのものなり入札の組合四箇村  
て二村ハ此人を擧んとし二村ハ彼人を擧んとして其札の  
數双方共ふ同トすハ二村づゝ順番ふて決着の札を入  
て一方の入札不従ふの風あり  
頃ハ千八百七年國中一般の入札りりしハ或村ふて決着

の札を入り小村役人の數丁度二分を一方ハ此人を舉  
んと一方ハ彼人を舉んとし如何とも決し兼たふ付  
さし別一人の札を取てこゝに定めんとして人物を求  
めし身元賤しき鍛冶屋りてこの札の役不當り然  
る小此度の撰舉不當りべき二人の者ハ唯鍛冶屋の心次第  
ふて身の浮沈も定ることなき一人の者よりひそく鍛  
冶屋の許へ使を遣し何卒我たり小札を爲し異よとて  
頼入りし鍛冶屋ハ包を隠しこともなく自分ハ素より  
一方の人へ入札も積りて既小其心を決したりとの旨を  
答へたり使の者ハこゝに聞て大失望を失ひ何とて其

説を愛へしめんと色々不方便を用せども更小其甲斐は  
ささば乃ち利を以て良きを別入せんとし若し此度の一条  
ふ付此方の思ひ終小入札もこの事ハ其謝義としをよ  
き職業を授け且子供の世話をも爲し遣も々々の趣を何  
となく云合めけきとも鍛冶屋ハ少しも動く氣色なくこの  
度の入札ハ同國の人々へ益を爲さきたためふとて余が身  
小受する委任なきに余が真心ふて其人々のため小宜しか  
るべしと思ふ通りおせざる人わがま自分の利のためを謀  
て或ハ他人ひらりの心を悦ましめんかどのため小取計ふ  
べき事柄小つがごとく余小於てハ決して斯く取計てざる

ありと答へけし使の者も當惑したもども尚も我意を通  
 さんとしきりば最前の約束の外金子を贈らんとて初ハ  
 五百がんとを興へんと云ひ次ハ千がんとと云ひ又増  
 て千五百がんとと云ふ上りたり假令ひ五百がんととふても  
 此職人が生涯の稼を以て貯へ難き大金ふもども更ふこの  
 金不迷ふ心なく如何不しても兼知せざり不由り使の者も  
 せんりたまく引取りけしバ其翌日の入札ハ撰舉せしむた  
 る者ハ序相手の人物ふしとぞ此人ハ耻を知りて賄賂を  
 用ひざりし者なり

第二十一章借財不就き誠を盡し事

他人を使ふて仕事を為さしむる状又ハ其人より物を買ふ  
 て其貸銀状又ハ代金を直小拂らさざるにハ其拂ふべき  
 金の高を名けて借財といふなり斯く人を使ひ物を買ひし  
 者ハ借方ふて人小使も物を賣りし者ハ貸方あり  
 高賣する者ハ互の便利のため度々人の物を借らざらん  
 くと或ハ又高賣小関するともよのつねの事柄ふて折  
 隙ハ是非とも互小貸借をることあり人の物を借ても時を  
 違へてこも返さずき目當りて借方も貸方も双方  
 得心づくのことふも互小貸借をるとも道理不於て差支  
 ふしと雖ども或ハ己を返さずき慥なる目當もふくして

安小借るハ甚だ宜しからざるまにあつこハ他人の物を以て自分の利益とあし他人の骨折を以て身を養ふといふものにて其實ハきよき盗賊の類あり  
 正しき人の徳處ふき次第ゆふぎもバ他人の物を借ることふし又ふき返さるべき慥なる目當ゆふぎもバこまを借ることふし既小借財をれば常小心を用ひてこまを忘るることあり萬一ふも思拭ふきこと出来て拂方ふ差支るやたハ乃ちこまがためふ心を苦しめ何とてこまを拂ふんとて様々小苦勞し些細の残めても皆済ふ至るまでハ等閑ふもることあり

○むせのその君の事

日耳曼の小國をせんその君およりとをぬるハ九を今より百年むり以前の人ありしが其勝手向不如意して借財甚ど多きふ付或人この君小説き國中の者へ新ふ運上を増して勝手向を取直まきしとの音を勧めたり一國の君たる身かかて金を得るの趣向ハ先づ運上のこととら思てるまハ尋常の君ふらバ必まこの説小従ふべき筈あふまぬるに於てハ然らば獨り自かと思ふよこの借財を爲したるハ國中の者ふらばまされバ國中の者をしてこまを拂ふてむるの理ふしとて先づ無益の供人馬ふと減とせねるといふ

慶不引籠りて儉約不慕一定式の費を省て金を積と次第不  
借財を拂ふの仕組を設けしうこの仕組不て借財の高残ら  
むに付きし後本國不歸りしう國民の親しむを得ること  
以前不百陪してらるるよく其位を保ちしつふ

○ふんむ借財を返さ事

高賣不案外の事起りて大なる損亡を蒙り迎も其借財を拂  
ふべき見留あき者ハ貸方の人を集て其次弟を告げ身代り  
てかぎりの物を出して貸方の人々ハ分配しむきふて借財  
を皆済ふまること何うとも債町人の分散と名づく筋合正  
しき分散あまば世の人もとも債請ふことあく却て氣の毒

小思ふものなり斯く世間の人もこぼれ許し且國の法不於  
て其借財ハ皆済不ありたる訳あども若し當人ふ出と  
を拂ふべき力あまば正味借財の高を殘らむ返さる可ら  
む即ち是人たる者の心の責ありさども一度分散したる  
者不て更不其舊借を拂ふべき不どの身元不ありし者ハ世  
小稀あり或ハことを拂ふ辱さむどの身元不ありしものも  
ふまふりしざれども實不昔日を忘とむしこれ拂ひし  
者ハ尚更不稀あり若し斯る人物しむば面目を知らる人  
しむ譽むべき者あり

うらんさうんが亞米利加の町人ふんむの事を記せし文  
十七

小云くでんてむハ初め英吉利のうりをとるふて商賣せ  
が方々へ借財の高増してこそ成拂ふこと能もど乃ち金主  
へ夫々の計合を付けて亞米利加小行き更不商賣不出措  
て數年の間小くは身代とおもつ其英吉利小歸るとはハ余  
と同船したる一が歸國の後以前金を借たる金主の人々を  
案内して酒宴を設け先年借財のことをも申込て一禮を  
容易く其談判を聞入せ異一段のけかへて一禮を迷  
べけきバ列坐の客も唯一通の挨拶あふんと思ひ一初  
て馳走の皿を取替るるは皿の下を見せハ路々の前小銀坐  
の手形り即ち舊借の元利を揃へ一高ありしとて

は貴族あるとらうの事

英吉利の貴族ある小人と人小二人の子り兄をあるとを  
りといひ弟をあるとんとつふもる小人と人の死を  
るに數千銀との借財りて其家を續ぐ者ハ長子あると  
もうあり一がこり特別段の法を以て亡父の借財をバ拂  
むとも差支ふきこと小定りしとてあるとらうハ心小於  
てあるとをこらるるとを獨り自か少謂へらく假令ひこ  
の家を續ぐも借財を付するをハ安樂小難をべかむと  
てこそより數年の間嚴しく儉約して漸く亡父の借財を拂  
ふべき方便を得たり

諸方の借財を拂ふに高百五十和んとの返済を求むとて  
 證文を待參せし者有り主人こも代聞てよく其次弟を詮索  
 せし小證文の高八百五十和んとおもども元この證文を所  
 持せる者ハ貧しき老人ありしが五十和んとの金おて此度  
 の人へ其證文を賣せしとめ始末明白お分せけと主人の  
 云く余ハ正しく汝と勘定を為さくきのこおて過分のもの  
 を與ふべからざる小五十和んとの金有り汝が證文を買  
 ひし高あり別お利息の金有り汝が證文を買ひし日より今  
 日お至るまでの割合あり此元利を持去るべしと云ひけと  
 先方の者も恐入り假令ひ一錢を得ざりも法お於てつ

一方もあき苦あふ先う別段お損亡も何とぞおとてと  
 色おて満足せしとぞ其後主人ハ又彼の初お證文を所持せ  
 し老人を詮索し其貧窮ある様子を聞きとも小證文の本  
 高と定りの利息を與へたり  
 右の次第を觀る小怒るもさりの氣力慥おして義理固き人  
 物たろハ若年の時より既お其證抑り其後英吉利おて高  
 き位お登て國家の大任を受けしもの氣力とこの徳義と  
 お由てあり  
 第二十二章鄙劣なる利益を得る小當り誠を盡す事  
 世の中お出世金儲の方便ハ様々何れもあはる或ハ國の

捉とらへてハ禁とがむる所ところハ何なにの事ことも其その出世しゅっせ金儲かねたくわの趣意しゆい柄がらハ由よしり世間よかんの人氣にんぎを怒いらしむることことも何なにの事こと柄がらの鄙ひ劣せつふるものも何なにの故ゆゑハ自分じぶんの身を貴たがひ自分じぶんの好このよざり事ことを以もつて他人たにんハ仕向しやうることことあらんと欲ほつする者ものハ斯かる出世しゅっせ金儲かねたくわの場合ばあひハ當あたりて人ひとたるものハ職分しやくぶんを思おもひ天理てんりハ背そむて身を富とほむふとの振舞うらまハせざりやう

い およりトせむどの事

およりトせむどのハのちんをむまそやの貧家ひんかの子こあり或あるる老婦人らうふじんの患うれまて育そだてらる年頃としがら小ありて人の家や小奉公ちやうほうこう給たま仕人しにんたりしハ漸しだく出世しゅっせして賄方まわらひとあり其心底そのしんていも律儀りつぎ小

て萬事ばんじ小く心こころを用もちるを以もつて大主人おほしゆじんの意いハ叶かなひたり主人しゆじんハ一人ひとりの妹いもうと何なにが飛とひどの立居たちゐ振舞うらまいと愛あいらしく又また男おとこらしきを見て朝夕あさゆふこそ以もつ親おやいと戀慕こいぼの情なさけ浅あはかど扱あつか今いまでいどのたり小謀こまるふこの處女むすめの心こころをよそく動うごかして竊ひそ小契せきを結むすびあハ身みのため小大おほなる利益りやくありて一ひと處女むすめの情なさけも黙止もくしがとく且かつハ身みの出世しゅっせのためとて一時ひとときハ迷まよひ心を起おこしむるふも何なにの事こと也なり又またて自みづかり考かんがふるふこハ出世しゅっせの本ほん前まへ小何なにも今いま君きみハこの處女むすめと契せきて夫婦ふうふとありハ主人しゆじん始はじめ一ひと家やの老らうをして心こころを傷やめ我身われみも處女むすめも共とも小耻ちを蒙まかる小至こらん逆さかりのことこと也なり此こゝ一ひと糸いとを主人しゆじんへ告つることを我職分われしやくぶん也なり

をと思ひ乃ち主人の許不至事の次第を語り迎も不都合  
ある縁なきに思ひ切らやう其取計を為し給へといひけ  
れば主人も其操の高き小感して彼の妹をバ遠方へ引分け  
其後間もあくでいどのため小周旋してやれ役義小推舉し  
たりでいどハ此役義小就き数年あつて一家を起し今  
ハ彼の處女小配耦もるも耻かーうにぬ身分とありたをバ  
舊の主人の許不表向小督禮の儀式を整へ一家親類小  
異存なく睦しき夫婦とありしとぞ

第二十三章物の賣買もること小就き誠を盡す事

物を賣り物を買ひ其外都て金銀品物を取り遺すること

不付き如何なる仕方あるとも決して相互小人を欺くべ  
らま

商賣人の家小用る目方寸尺ハ米一粒の重さ毛一筋の申た  
りとも偽あるべからむ性合の宜しからざる品をよれたす  
小飾りて人を欺くべからむ眞實の品柄小應し價を求め  
いさゝかたりとも過分の利を貪るべからむ

又一方より云へハ物を買ふた賣人の誤りて品物を多く  
渡すか又ハ其品物の性合初小直をつけしものよりもし  
ことゆゑバ買人の方より其間違を賣人の方へ告げざるべ  
からむ或ハ又其品物を既小買人の家小届け後小て間違

を見出ることあり買人の方より其間違だけの品を返さ  
 欲又ハ別段其代金を拂もざるべからず  
 世間の人或ハ心得違て物を賣買するハ成るだけの力  
 を盡て人を欺くも差支ふと思ふ者有り譬へばこゝろ  
 ①の二人有り②ハ賣人ふて③ハ買人あり然るも④の思  
 ふ品物ハ現在目の前不出せることあるハ其性合を見分  
 け其多きと少きと改むるハ買人の役前ある故に賣人  
 よりこれを欺くハ勝手次第あり其欺かるハ買人の不調  
 法あるハ人を咎むべからずとせむ⑤の心ハ他人を邪  
 推して⑥も亦已と同一了簡あると思ふがゆゑ不斯る賤

類の振舞ハ大惡無道といふべ如何なる者ふても同類  
 の人を欺きて其罪を許さべきや故に⑦も⑧を欺きたる  
 ハ⑨のため小謀る不むしる人欺むるも人を欺くこ  
 となき代良と見るあり但し物を賣買するも直段のこと  
 を彼是とやうすくはハ唯其品物ハ相當の價を定めん  
 ためのこふて差支りさるあり  
 廣く世の中を見る小人を欺ひて富を致せし者ハ甚だ稀  
 たり斯る輩ハ假令ハ政府の法は由て罪せらるるも次第に  
 賣買の相手を失ふて罪を蒙るよりも苛きことあるべし人

不嫌きらず色人いろびと不賤いやししきもて後始のちて驚おどろき繁昌はんじやうの道みちハ正直ちやうじき不在ない  
すこのことお心付こころくも既すでに後のちもたるあり

㊦ 律儀りつぎふる丁推てうちの事

田舎いんやの老人らうじん其子そのこを連つれてふりよるく不來きり吳服屋ごふくやへ丁推てうち  
奉公ほうこうお入いる初はつの間まハ都合ごうごよかろし一日いちにち或ある婦人ふじんこの店みせ  
不來きりて縮ちぢの衣裳いさやうを求もとめし不付つき彼の丁推てうちハ望のぞみの品しよを出いす  
直段ちやうだんの相談さうだんも出来できて代金かひごんを請取うけらんといふも不圖ふとそ  
の着物きもの不疵きずありを見出みし乃なちこは成婦人なりふじんお示しし云いく今いま  
よくこの品しよを見みるおらくお少せうしの疵きずあり手前てまへの職しやくかふと  
ハ念ねんのためお申まをし上うると何なにけは婦人ふじんもこを聞きき買かひ

もどして去さてたり

家の主人いへぬしハ竊ひそふこの様子ようすを見て大おほ怒いらり即刺手紙すしづを認まり  
て田舎いんやの親許おやぢ不遣つらし早速さつそくこの子この迎むかふ来きる人ひとこの小僧こぞう  
ハとても町人ちやうぢとおるべき者ものお何なにとぞとの旨むねを告つげたり

親父おやぢハ熟じゆてこの子この正直ちやうじきふるを頼居たのむたりし事ことのこふ  
とバ店みせより来きりし手紙てがみを見て心配しんぱい少せうありと鬼おに小角こかく子こ  
供たもの不調法ふてうはふせし次第しだいを聞きんとて急いそぎふりよるくへ行いき主しゆ  
人ひとの面會めんかいして此子このこの迎むかふ町人ちやうぢとあり難がたきとハ何等なんごうの次第しだい  
ありやと尋たづねけは主人しゆじんの云いく機轉きてんきかざるあり既すでに  
兩日前りやうじつのことあり或ある婦人ふじん店みせお来きりて縮ちぢ物ものを買かひんとせ

一、此小僧のケハらざることを欲せやべり其品物小疵の  
るなきに客へ告げ遂に高貴を仕ふにあらざる品物を  
吟味するハ客人の役前あり自かして其疵を見出さるるに  
夫迄のことあり然るに此方より態々疵あるふとて知ら  
ざるハ馬鹿のといふべきありと

親父ハ又重ねて念を押し悴の不調法と申すハ唯この一條  
のこふて外小何を罪ハつとせやと尋ねけしハ主人の答小  
固より此一事のこふて其外ハ申さるるといふ小親父ハ  
打笑ひ左のそのことありハ余ハこの子を愛するること以前  
小百陪せり但しこの度の一條を態々告げ給ひ一段ハ辱ふ

一、雖ども最早余ハ一日もこの子を君の店小置くべから  
ざる親子諸共早々立歸りーといふ

③ 焔硝を請ふ事

百年をわたり以前よりハ北亞米利加のみぎをうといふ何の  
邊小住居する土人ハ何れも歐羅巴の人と交りーことある  
に一、其頃或る政羅巴の商人彼の土人の住居せる里小行  
き愚民共へ鉄砲の用ひ方を教て持行き一鉄砲と焔硝を賣  
渡し其代小獸の皮を取て歸りーことあり其後又佛蘭西の  
商人交易の品小焔硝を仕入きて同所小行き一土人共ハ  
其以前小交易せ一焔硝を澤山小所持してこの度の品を買

ふべき様子うらぎ色バ佛蘭西人ハ大困て彼是と工夫  
 を運ら一賤一き計略を以て土人へ告るハ焔硝とひふも  
 のハ草の實小て其草ハ稷ふどの如く畑小出来る月のあり  
 と欺きけ色バ土人等ハこも彼信小受け所持の焔硝を残ら  
 せ畑小蒔きて新小佛蘭西人の品を買ひ其代小獸の皮を渡  
 したる  
 土人等ハ焔硝を蒔一畑へ猪鹿ふどの来て種を荒らさぬ  
 中う小そて番人を付け時々見廻してハ焔硝の苗の生ふ  
 を待てとも更小芽を出もべき様子もうらぎ色バこハ怪し  
 むべきことあり若一ヤ佛蘭西人の偽計ハハうらぎやと心

付く折角も時節も過ぎ去りて其種よりいよく草も木も  
 茂るに及ばず大望を失ひ全く彼が計略小乗せらる  
 ぞと深くこれを遺恨小含め其後彼の佛蘭西人ハ自分小  
 てこの里へ来るハ憚るゆゑ仲間の者へ色々の代物を  
 持たせて交易小遣ま一たる小土人等ハ何々の手拭小てこ  
 の夏小佛蘭西人も先小偽計を行ひ一者の同類ありとのふ  
 と探し得たも先うこも彼知らぬ体小取成してよ  
 かり小扱ひ其荷物を置く場所を村の中程ふる一軒の小  
 屋を貸渡一けは彼の商人ハこの小屋小て荷物を解き交  
 易のためかきバ持来り一品を残らを出してこもを並べ立

て見世の節をらるる小出来一處へ先度欺りもて硝硝の種を  
蒔き一者共一度小この見世へ押込るゑ一やくもふく銘々  
の氣小叶小物を奪取し瞬く暇小交易の見世ハ空店とあり  
たり商人ハこの振舞を見て大小怒王早速里の乙名の許小  
行て事の次第を訴へけきバ乙名ハいんぎん小挨拶の口上  
を述べこの事小就てハ必曲直を裁判して君の身小迷惑  
ふきやり取計ふべ一ききどもこの裁判を為さ小ハ硝硝の  
實ニ時節を待たざる可らむ其子細ハこの里の者共もき一  
ころ佛蘭西人の勤小由て硝硝の種を蒔きたるハ追々其苗  
も之實も熟もる時節小あつべき申其上小て里の者一

同申一合セ山小狩して獸を捕り其皮を以て君の失ひ一品  
物の代をも償ひ又先小君の同國の人々深切小硝硝の作方  
を教へ呉一らるるぞ一小も報る積ありとのひけきハ商人  
ハ尚も土人を欺かんと一硝硝の苗ハ佛蘭西の國小てハよ  
く生立てもよまの邊の土地ハ硝硝小相應せざるゆゑ迎も  
實ることハむろか一りるべ一おどて様々小つひめけせ  
んと是もども最早土人もこそ儀兼知せを商人ハ大面小目  
を失ひてもちふささふして歸りたりとぞ抑も此商人ハ土  
人のため小斯く速くつつけをせ一少一も耻る氣色小  
きハ人たも職小を知らざる者とつふべきあり

右の如く佛蘭西人の不埒を働きし由り損亡を受けし者ハ當人のその何れを其後土人ハ佛蘭西人とさへ其は決してこそ交易を為さず遂にこの里小於て佛蘭西の商賣の道ハ絶て一國の損亡とありたり世の中ハこの類の事甚と多し英吉利の或る場所ハて笹縁の切を織り其土地の産物たり一ヶ一ヶの笹縁といふものハ正味直打さきものをも善やり小作出さき品柄なるゆゑ追々偽物を作して世間の人小厭も近年小至りてハ全く其土地の産物渡世の道を失ひしことわり又先年英吉利の政府下院の評議小云へることわり同國のいふらんどの一州小出来る麻ハ

英吉利國中小用るだけ十がふも英吉利へ外國の麻を持渡ること甚だ多く且その直段もいふらんどの麻より高し其次等を尋る小いふらんどの麻ハ濕氣を與へ或ハ俵の中の方へ坭を入さまとして目を重きやり小荷作して其濕氣のため小麻の性合を落さるものより斯く不正なること成働く者ハ二つ小五人ハ人小ても買入の方小てハ何いふらんどの麻と何さバ一々其品物を改めて後買もざるべく品物を改め吟味する小ハ時刻を費し手間を潰さることさきハ其時刻と手間とハ即ち金小異らき故小斯く改めの手間を費さ品物を買ふ小ハ慥なる品物を買

ふかどの價を出る人かどど且又高貴の相手ハ誰ふても買  
人の勝手次第あまバ不正の者を相手ふし物を買ふより  
も正しき人と取引するを去るよりよく思ふハ人情の常あり  
右の次第を以て「い」からんどの麻も彼の笹練の如く追々  
世間の人小柄やぶま色で透小ハ高貴の道を失ふふ至るべ  
右の話を以て考ふは物の賣買を正しくするハ實ハ大切  
ある事柄あり

第二十四章 約束を守り小就き誠を盡す事

人と約束をせし其先方の人ハ我を信し必し其約束を違ふ

ことハあつた人こそ専ら此方を頼みし銘々小心工面  
をもちものあり然るに此方小て其約束を破るは先方  
の人ハ大柄をちひして兼て心不用意たる仕組も水  
の泡とふる人故小子供あても大人小も一度人と約束  
して其事拙らしきこと小さく何れもバ假令ハ我身小取  
りてハ不都合ありとも必しこも保守らざるべからず子供  
の事けより僅の事小ても約束を等閑小らるは次第小  
あら小慣年より後小大切あらとを約束しても矢張  
これを破るやう小ありて世間のひと小嫌むと賤しめらる  
べし

いむり人と西班牙人の事

往古西班牙の半國ハむり人ハ小押領せしむたり  
 阿非利加洲の北ニある其時代ハ或る日西班牙の人若き  
 ろつこの國の人種ありむり人と一寸したる喧嘩の上ニて圖らむもこれを打殺  
 したるより小其場を逃去して隱處を求めし別荘と云ふ  
 べき愚めし中其塙を飛越して内小這入る見せバ其主  
 人もむり人あり依てこそ小事の次第を告げてかくすも  
 せん出とを頼むたり  
 むり人の風俗ハて共小物を食ひし者ハ危き場合小臨で  
 必だこをかくすふとの仕来ふも主人ハ必だこの西班

牙人を救ふべしとの證據として有合ふ桃の實を取て共小  
 食ひ先づこの人を離坐鋪小入きて錠を卸し夜小入らバ尚  
 又大夫ある鬼へ移るべしと云置きて別荘を去り本宅へ  
 歸りたり

主人ハ我家へ歸り漸く坐小就く折しも大勢の人數泣き  
 叫び今西班牙人小殺さきたるこの家の子の死骸を門口  
 よう荷込きたる主人ハ見ちよう打驚きこを殺したる者  
 ハもろもあなまを今我かくすもんととも西班牙人小相違  
 ありと覺悟を定め事の次第を誰にも告げざして夜小入

彼の別荘べつていに至りて座鋪ざいふより西班牙人いせやにんを出し名馬なうまを貸して  
 こも小乗せうじやうらゝめ別を告て云く如何いか小耶蘇せしやの人に指さしして以もつふ  
 今朝けさ君の手て小拭せきて殺ころしたる相手あいての者ものハ我子わがこあり君きみの  
 罪つみを遁のがるべき道みちありと雖なども余われ共とも小物を食くふたをバ余  
 ハ約束やくそくの言葉ことばを守まもらざるべからば夜よの間ま疾はく走まり給たまふ  
 べし曉あけふ至いたらば最早もはや氣遣きぢやうもあらず君きみハ我子わがこの血ちを流ながし  
 て罪つみを得えたりと雖なども余われハ君きみ小對かみして斯かくも罪つみを犯かむこと  
 あり信まことを守まもて失うせざるハ天あまの余われを恵めぐみ給たまふ所ところありと

③ 佛蘭西王ふらんせいおうおよびよんの事

紀元千三百五十六年佛蘭西王ふらんせいおうおよびよん英吉利いぎりの將軍しやうぐんぶらつ

きぶらうんを戦たたかて敗北ばいぱくし擒とらへりて英吉利いぎりへ送おくりて同國どうこく  
 小止とどむこと四年よねん英吉利いぎりふてハこの佛蘭西王ふらんせいおうを以もつて其國そのこくの  
 人民じんみんを諭さとさしめ英吉利いぎりの思通おもひどほり小和睦せいわくを結むすむんがためこ  
 ろの赦ゆるして佛蘭西ふらんせいへ歸かへらしめたりこの度の和睦せいわく小付つき英  
 吉利いぎりより云出いひだしたる箇条くわじやうの中なか小佛蘭西王ふらんせいおうを赦ゆるしたる代しろと  
 して四百萬金よんひゃくまんぎんの償金ちやうぎんを拂はらふべしとのことありて佛蘭西  
 王おう歸國きこくの後のち國中こくちゆうの人民じんみんこの箇条くわじやうを承知せうちせきして和睦せいわくの談  
 判だんぱんも遂ついに小調しらひ難がたし  
 佛蘭西王ふらんせいおうハ一度いちど赦免せつめんの身みと為なりたまきども國中こくちゆうの人民じんみんふて  
 英吉利いぎりへ約束やくそくの償金ちやうぎんを拂はらふべき様子ようすありきを見て自國こく小止とどま

るをうろよしとせど再び英吉利小行き申訳のため囚停  
 小就かんとて自から心を決し左右の人々こきを止むまじ  
 も聴入まきして云く一國の人民悉く皆信義を忘却まると  
 もせめて國王たる者の心小ハおきを守らざるべからむと  
 右の次第小て佛蘭西王ハ英吉利へ歸り再び擡とあつて遂  
 小ろんぞん小於て命を終まら

第二十五章益なき惡事を為さざるやう 誠を盡さず

人の性質輕々しくして或ハ無益小徒らふることを為さず  
 或も少しく心を留て考ふま甚だ宜しからざる事小  
 或ハ奇麗小出来たる離巧きハ一寸その疵を引ぬき或ハ

新らしく塗たる見世の看板を見て手の届く處なきハ指を  
 もてこきを汚し或ハ人の別荘小へ行けハ木を折壁小  
 疵付け又ハ木片小もて其壁小自分の姓名を記し或ハ人  
 の家小這入ま書画置物小と立派小飾付けたるをも憚ら  
 むして座を搦し諸道具を狼藉小乱り或ハ人の園を見物小  
 るやに番人小人何れもさきハ花段を踏と築山を荒し花を折  
 る實を取るふと一々計立る小違はる是等ハ皆又の物小  
 て朝夕其人の心を樂まむる所の品小亦小趣意もふく徒  
 ら小こま残ふとハ鄙劣ともいふべし又無禮ともいふべ  
 し或ハ又料理茶屋小とく行き其席の食物を被小入ま又ハ

無益ふこきを荒らして歸る者有り世間の人ハおきを拾別  
のふらうも思わざきども其實を云へバ盜賊あり茶屋の主  
人ハ唯一時客人の飲食をも大けの品を供へてそきだけの  
代を受取る有り然る小自分の飲食もよろ外物へ手を  
付カハ盜賊おらうとせし何ぞや  
何品小限らむ假令ひ我ものふても或ハ人のものふても一  
度こそ残ふるハ最早世の中の役ふ立たざりやゆゑ  
其残ひ一だけこの世界を貧乏ふ為したるあり廣き世界ハ  
萬物多し雖も人をして徒らふこき残さしむるか  
澤山ハいらざるものあり

又ある小一種のいたづらごと有り即ち其趣向ハ戯小人を  
悩まし畜類を苦しむることあり譬へバ子供の仲間ふて言  
合せ一人の子供を暗き畏ふておどかさよどの戯り實小  
考へりおきたむと云ふへ斯くおどかす者共ハこき  
をふかさむと思ふべけきどもおどかさう子供身小取  
りてハ如何なるの苦痛ふるべきや物小驚くの甚だしき  
ハ正氣を失ふに至ること有り容易あざきることあり又或  
ハ氣前の子供を馬鹿小して法外なる虚言を話しこき残  
欺て悦ぶ者有り此亦宜しからざることあり誰ふても人  
小おどかさむ人小欺かるるを好む者ハ何れや

も亦人をかどか一人を欺くの理あり又或ハ犬  
の尾小空樽を結付け或ハ犬をけしかちて猫を苦しめ石を  
投げて鳥を打ち犬猫の子を川小投り込むなど何れも慈悲  
の心なきふくまきと云ふべし

又或ハ一種のけしきつたうとことわり此つたうトハ余  
程念入たる仕方にて大悪無道とも云ふべきものなきハ世  
間小も怖おつることあり即ち人小對して何れ遺恨を合  
夜ひそか小其人の屋鋪小這入て若き木を切倒し或ハ其畑  
を荒らし或ハ其牛馬小鞭付けあどむる者ありこハ實小根  
性よりなきいたがらふて心つる人の最も惡む所なり

い 蜜蜂と黄蜂の事 寓言

黄蜂と蜜蜂と出逢ひ黄蜂の云へる小世間の人皆余を嫌ふ  
て君を愛するハ何故あるや不審千萬あり抑互小容色も大  
抵相似寄り唯余ダ体小ハ金色の筋つりて少く君よりも  
奇麗あるのを余も君も共小羽根つる虫にて共小蜜を好  
或ハ氣小叶えぬこと何れ人小を刺さずと少くも相異なる  
ことそれのそり余ハ折藤人の家小も這入り其食事の器小  
とやうかどして君小較きバよ不ど人小親しくなきとも人  
ハ常小余を惡し余を殺さんとむる者多しこも小引替へ君  
ハ疑の心深くして人小ハ甚ど疎縁なり小世の人ハ却てこ

をを愛し君のため小八家を作し家根をふれ冬の間に丁寧  
小世話して出きを養ふハ何故ぞや實小驚くべき次第あり  
と

蜜蜂の云く二ハ外の譯小つと君の人のため小益を為さ  
どして却てこまを煩も其邪魔を為さ申世の人ハ皆君  
の進づくを好まざるあり余ハ唯毎日いそがしくして人の  
ため小蜜を集るゆ名人も自かた余が仕事の無益あつたら  
を知らず今君のため小謀る小人の好まざる處へ妄小出掛  
て無益小時刻を費さしよふの暇を以て何れ世のため小益  
あることを勉め給ふ方然るべきあり

象と仕立屋の事

東印度天竺ありて或る仕立屋見世の窓の内ふて衣裳を仕立  
て居り履へ往來ふ一疋の象通りかゝり其鼻を伸して窓へ  
さし入きし小仕立屋ハ以たうと針を以て鼻を刺しけ  
バ象ハ驚ひて其鼻を去り河の方へ走行きたりもこの象  
が窓より鼻を入きたるハ害を為し積ふもつとぞを小其  
生肉へむどと針を刺したるハ仕立屋のさる以たうとふき  
バ其罰を被りしも道理あり暫時つりて彼の象ハ鼻と口へ  
一杯小水を含み例の窓下小来り一度小こまを吹出しけ  
バ仕立屋ハ頭くぞ懲身小穢き水を被り大事の仕立物もつ

おぬきとかりて近鬼の人お笑しうきたりとつふ

第二十六章 信實を守り事

人間萬事信實を守りて偽を行はざるを虚言を言わざるハ最も  
大切なることあり

譬へば、小旅人有りて終日の歩行お疲し或る村おて子  
供お逢ひ次の宿を幾里行るやと尋る小子供ハ偽りて三  
里行る路を一里とてつひきかせおバ旅人ハ最早この村お  
泊る積おてもさうら小一里と聞きさふ力を得て尚又  
中へ進むべし然るも此子供のたれ小旅人の害を極る  
ことハ實お容易あり或ハ先の宿をて行着てて途中お

疲きて倒るることおほるべし或ハ無理お身体のお力を用ひ

て病氣を引出し全快お至り難きことおほるべし

右ハ人の身お取て大なる災難おまきども其本を尋るバ唯

子供の一口虚言を云ひしよりして起りたることなり

又譬へば、小おとよんとせんむをさて二人の子供有り二

人とも同ト様の玉を所持しておとよんの玉ハせむむの玉

より少し良きゆゑせむむの欲心おておとよんの玉を己

が玉ありと云ひけきどもおとよんハこきを聞入きを双方何

らせむとありてさうバ友達のおぬきを證據人おしてこき

を証さんとして同人へ其次弟を告げしおぬきハ年少の子

夫て嘗て「ぜいむを」打たさしこと何れも其玉ハ「およ  
人の玉」ハ知れあがり「復ぜいむを」打たさしことを恐る  
てこも「ぜいむを」の玉ありと云ふも然るも「れハ」ハ  
虚言を以て玉の主なる「およん」ハ容易あつざる曲を被ら  
しめし者と「いふべし」或ハ斯の場合にて「およん」も容易ハ  
其玉を手離さしことあつるべし「ぜいむを」ハ力を以てこ  
えを取らんとし「或ハ」およんを打擲し双方打合の喧嘩とあ  
ることも「およん」斯る愚へ先生出で来りてこの喧嘩ハ誰よ  
「始め」やと尋るふ「れハ」尚も「ぜいむを」を恐るて「およ  
ん」より先下手を出したりと云ふも由り先生ハ「およん」を叱

ること甚だしく或ハ此を鞭つことも「およん」然るも「れハ」  
へ「れハ」ハ「いふ」虚言を以て罪なき「およん」を罪ふかとい  
ふこと「いふ」者あり  
斯くの次第にて「れハ」ハ「およん」者の「ぜいむを」を恐るて自分  
の身をかたもんがためハ二度虚言を以て大造ふる悪事  
災難を引起したり  
右ハ唯譬の語ふ也ども現在世の中ハ虚言の行も多し「れハ」  
めハ大なる禍を醸すことあり昔日ハ虚言を以て人を罪ふ  
か「れハ」以てこれを殺したる例も珍らしかる今開けし  
世ハ先づ斯る患ハ稀なれども尚人を欺き人を誑くは者

けりて其人の面目を汚し其身代を失せしむること少あり  
 らむ故小人としてこの世小生は世間のため小害を為さざ  
 して益を為さんと欲する者ハ雅きればよろかきそあり小も  
 虚言を云をせしめて一心一向小信實を守りやう心裁くべき  
 ものあり

虚言偽計小も色々の種類けりて其罪一様ありを其害同ト  
 かきをと雖ども盡く悪むべきものあり子供等がけりきこ  
 とを為して父母小叱らまんことを恐きてこき成かくまふ  
 とハ即ち偽計あり斯る子供ハ唯己が罪を遁まんとまろの  
 とおきども少し道理を考へふバ假令ひ父母の怒ハ恐ろし

くとも眞實を打明ていふこと自らの身のため第一度の  
 虚言ハ二度の虚言を導き二度三度こそ小慣きて遂小ハ虚  
 言偽計の性を成し世間の人もこの子の云ふことおきハ一  
 言なくとも信仰をくくをきてこき成賤しめこきを下げ  
 しむるやう小あまふ

物を取らんがため小ハ虚言ハ詩を遁まんとため小ハ  
 虚言より其罪深し譬へバこく小子供けりていつもの通  
 七日日小一度一べまの金を母小貰ひかかふ父の愛小求  
 り母小ハ半べまの金もかかふして又父小一べ小を貰ひ  
 ぶどのことけりトバこハ誠小見苦しき虚言ふて其父小貰ひ

一、バハ盗とたる金とつふべし  
 又自分の罪を道きんとし或ハ罪なき人を罪におとし以て  
 んとしつてつふ虚言ハ前記したる種類の虚言より今一  
 段罪深きものとつふべし  
 又心の中企てて態と人を欺かんがためつふ虚言の外  
 一、種々の虚言は、この虚言ハ物事を煩着せざる状或  
 ハ物事を性急おぼしめ状或ハ物事小熱くおぼしめどの心得違  
 へり起るものなりさゆりおぼしめんとつふ人の説小都  
 て世の中の虚言ハさざり人を欺かんとして企つるものよ  
 りも多しハ物事小煩着せざりより起るを常とて兎角

世の人ハ其つふこと其行ふこと小間違なきやうにして  
 心配ハせざりて或ハ當て外道のきとぞれ鬼を以て或ハ事  
 の真偽をよく糾きをして唯人の氣小叶せんがため妄ふる  
 ことをつふ者多し譬へバ職人など注文の仕事を以てよく何  
 日して小為さくとの見込もつふをして唯人の氣小叶ふ  
 やうにして妄ふ日を限して請合ふなども此例あり  
 又或ハ物事小心を用ひを唯人を驚かすことのを好て法  
 外なる話を為しはより人の害小ありぬ積小て平氣ふる  
 者ハ或ハ其たふしの事柄も全く種なき虚言のつふハ  
 らざるも元人を驚かしんとする趣意あるハ妄ふ事と大





かいく思ふべけきども信實の語を以て偽を傳へ人を欺く  
くともる趣向ふまは惡事非を以て何ぞや音ふこき偽  
計とのそ名づくをわらも天のひやふ甘けり罪といふ  
べきあり

右の次第を以て人間萬事真實より大切なるものハ一我  
身の事ハ就き他人の事ハ關する真實を守べきのそあり  
て天下古今の物事を察して真偽を別しその偽を去て真  
從そざるをらむ譬へハ歴史を讀むも正しき人の著述  
を撰をさるべからむ學問藝術を稽古も亦其事柄の慥  
ふして以よく間違ふきものを學ぶざるべからむ證據

はる小はるごきハ世々の治乱の真を別するを事實を  
試みてよく其有様を見る小はるごきハ學問の真を知る  
うらむ物事を詮索して不分明のより小こき或捨置くべ  
らる必也其真偽是非を別し我心ハ満足をもよふ至て止  
べきあり根なき推量と曲なる考ハ世界の害を為し真實の  
事と正しき説ハ人間の益を為しものあり

⑤羊飼ふ子供狼と呼びし事

羊の番をる子供はうて或日おぐさる小同村の者を驚かさ  
んと思ひおわかしくと呼らうて走せけきハ村の人々ハ狼  
の来りて羊小拭しことあるんと心得て忙をしくかけ出

其場小至て見えハ何事もあきゆあつてぬことなりとて此子を叱りて銘々の家小歸りたり其後数日を過ぎ現小狼ひで来りて羣るたる羊へ飛撲るよきハ子供ハ何もて村小歸りておわかしくと聲を限小呼び叫べとも村の者ハ落付らるひ最早二度ハだよきぬをとも見向く者もゆきどこ是がたぬ夥多の羊ハみそく狼小取らまけきハ羊の主人ハ此よりを聞て大息直小此子供へ暇を遣たり右の次第小て候とハ云ひふぐも一度の虚言を以てこの子ハ渡世の道を失ひたり

ろるべるとふらんくのとふらんくの事

ろるべるとふらんくのとふらんくの事兄弟の子供なり或日兄のろるべると弟を呼びつゝカをもち大のハ竈の前小眠まゝこれと起して遊せんと云ひけきバふらんくも面白くも二きより兄弟の子供ハ臺所小行て犬を起せり臺所の竈の上小牛の乳を入きたる鉢ゆりしりども二人の子供ハこき不氣も付るを夢中小ありて犬と戯れ其機小誤て鉢を蹴飛り器も破り乳もこぼりけきハ二人ハ大驚き且恐き且心配の様子小て二ききハ今日の夜食ハ乳をかろべると少く弱きたる様子あり一夜食ハ乳ふいと何故ぞ家ハ嚴早別小乳ハふきや別小乳ハゆきとも茶兩

人のため小ハあう多く其のけハ此間蔡ダ乳をこぼした  
るぞ乳母上の云へる小乳をこぼるとハ粗忽あけ以後乳を  
こぼることけふハ其日の夜食ハ乳を與へざりべし  
叱らし色ハあふやハ今日之夜食ハ乳をこぼすの  
角ハこの次第を母上ハ告げざりかたを何事ハ  
うしたハ直ハこも告げよそか秘ハ母上の教ふ  
その通ハふせざりかたを余も直ハ行くべきか  
さの急ハ暫く止るべしといふふハ  
もあを待て早く来た多く今少ハ待たも余ハ何  
小も恐ろしく行きて魚るあり

右の次第を見ても大ハ子供等の心得とあふ都て子供  
たる者ハ眞實を語る小恐るべかたを少し待て暫く止るか  
どハいとて其不調法の次第を直ハ打明て云ふべきか  
と待て待つかど止るか止るか段々小恐ろしくか  
遂ハ眞實を語ること能わざるの場合ハ至るべし即ち今  
るべるとの心を察する小丁度この場合ハ當て今暫く  
て見合せ居る間ハ遂ハ其鋒を破てたハ次第を打明て母ハ  
告ること能わざり小至るべしふらんくハるべると共ハ行  
かんともさども其動りざり見てこまを捨置き一人ハ  
母の處へ急ぎけり

跡あとも残のこしてろべかとハ何なにとウ工夫くふうを運はたらけし母ははハ言こと記しせ  
 んものせし思おもひ獨ひとり心こころおろかづきて衆しゆ兄弟けいだい二人ふたりおて口くちを  
 擲なへ乳ちちの鋒とがを破やぶて一ひと者ものハ衆しゆ衆しゆおろさむと云いふも母ははも口くちを  
 信まことと思おもはん欺あやまさきどもふらんくハ既すでに母ははの處ところへ行ゆて眞まこと實まこと  
 を告つげたと云いふ色いろハ困まどりたものかると思おも案あんを問とふ階かゝ子こ  
 と下くだる母ははの足あし音ねけりけきけきハ又また悦よろこび申まをすけりけり  
 たふらんくハ又また母はは小こ逢あはさるありさきハ我われ思おもふ  
 小こ母ははを欺あやまんとして卑ひ怯じやう未い練れんのろべるとが虚うそ言ごを云いふんと  
 心こころ不ふ決けつしたる  
 母ははハ階かゝ子こを下くだて臺たい所ところ小こ来きり牛うしの乳ちちのこがまて其その鉢はちも破やぶと

たろを見て聲こゑ高たからう小こハ何なに事ことを誰たれガ野の業ごうふるやと云いひ  
 けきハろべるとハ低ひき聲こゑおて一ひと余よハこをを知らむ一ひと汝なんぢこ  
 ま汝なんぢ知らむや眞まこと實まこと小こ以もつふべ一ひと余よハ汝なんぢを叱しる小こ非あやむ假た令たひ  
 家か内うちの血ち鋒とがを盡つくく破やぶてつくとも一ひと言ごの虚うそ言ごを以もつふ小こハ  
 優まむろぞろべると汝なんぢこ色いろ破やぶてたる小こ以もつふと云いふと云いふハ  
 ろべるとも赤せき面めん一ひと顔かほの色いろハ火ひの如ごとくなり一ひと余よガ為なしたる  
 こと小こ以もつふと云いふハ一ひと汝なんぢハ何なに處ところに在あるや彼かガ野の業ごう  
 小こ以もつふ一ひと汝なんぢハ何なに事ことを以もつふと云いふと云いふと云いふ  
 と心こころハ今いま小こ以もつふ汝なんぢハ来きらハ共とも々々小こ知しらぬ顔かほせしめ  
 んと云いふ積つあり一ひと汝なんぢハ野の業ごう小こ以もつふと云いふと云いふと云いふ何なに故ゆゑ汝なんぢこ

を知るやとつふふろべるとハ大困其言記せんとして  
 今うく一あぐろろききバ持色ハ其記ハ余ハ父一くこの臺  
 所居たり一おふらんくガ去ま破り一様子何ぞされバ  
 あり一汝久一くあら居たはバこの鋒の破き一次第を知  
 らざり記ハ何々トと云へバろべるともせつを語又虚  
 言を重ねて一こハ大の野業あるべ一汝去を見たりヤ  
 一これを見たりと云ふ母ハ一怒り一おくき犬一か  
 ろべると汝ハ圓不行て木の枝を折り来き余ハ一ろべると  
 ためこの犬を打つべ一といひまきバろべるとハせんく  
 一ふく圓へ出で木を折らんとする一愚へ弟のろらんく一出逢

ひ急ぎ事の次第を告げろらんく一母も逢ひ真実を告げ  
 ぞして己ガ如く虚言をいふべ一と勧めけるおふらんくハ  
 かりくこれお従ガを余ハ一言たりとも虚言めふこと  
 を好よをつかもち名犬の打り一何事を彼の犬ハ乳を  
 こがしたる者おろくをこき紙鞭つとハ何事を余ハ母上の  
 愚へとかけ出せハろべるとハ其先お立て走り先づ家お入  
 りて錠を卸一ろらんくをバ内お入きをして彼の木の枝を  
 母へ渡したる憐むべきハこの犬あり頭の上お振揚げたる  
 棒ハ見ゆきど其口お實の話を述べ能もを今おも打きんと  
 する其折しも窓の外よりろらんくが聲を限るお無用無



と又母小向て云へるハ此後若し近鬼の子供来ると今よ  
でつるをちと呼びし犬を何ゆゑかんと改めたりや  
と尋る者何れハ今日の次第柄をくもしく話し虚言を云ふ  
者と眞實を云ふ者とハ斯く違ふものにて其耻と面目とを  
説き知らしむべしと

は「わめりや」なるかゝる事の事

英吉利の國よりもとの商人せんむをがわらんとする者  
不幸ふしそ其身代をが敢し「う」をその田舎に引籠りてさ  
びしく日を送り其妻ふ少しわりの貯りたり頼ふして質  
素儉約を守り漸く家の暮も立行く小付この上ハ兼て金を

借りたる金主の方へ談合さく調へるんどの商人はむ  
べしと仲間を組む再び高賣ふも取扱るべしとて大小樂  
居たり不る不ると小一人の娘は名を「わめりや」といふ年  
十六歳幼少のそは祖母の手小せとてらそ我終不成長  
しそ少しも教を受けしことおけそ其家の貧乏かゝるを不  
外聞小思ひ只管こも代隠さんとのせり或日乗合の車小  
て家よ歸るそは相乗ふ三人の町人なり「わめりや」ハ其家の  
貧乏かゝるを隠さんとして様々の虚言を云はく或ハ自分の  
家の立派なる模様をいひ或ハ使の下女或ハ所持の馬車  
おどしてさも其家ハ饒小暮らせる有様よ話せしハ豈國

らんや彼の三人の内二人ハ兼て不る不るどへ金を貸した  
る者不て同人ガ分散といひへども或ハ隠し置たる貯金も  
巧まん 疑ひこれより借財の断も兼知せざりし折柄と  
の娘の話も 兼不相違も巧まをとい思へども尚又念の  
ため不る不る其許の親父の名ハ不る不るどといひ一度分散  
せしきふ是ども今日までも尖張甲さか不暮し給へるや  
と尋ねまらふ娘ハ尚も眞實と白上せせしき以前の如く大  
言を吐きけしバ彼の二人の金主ハいよく證據を握りたり  
とて不る不るどが不正直ある気怒りその断を聞うざるの  
と事の次第をくしく認りて「ろんとんの」何むべしへも

知らせけきバ同人も大小こと成らるるやうとせざりて直  
ふ不る不るどへ手紙を遣りし君ガ如き人物と共小仲間を  
結さんよう別小正しき人も巧まんも色々具人と共小事と  
為らんしその旨を告げたり

右の次第不て不る不るどハ娘の虚言大言のため不兼ての  
心組をも盡く水の泡と為したることを遺恨ふきふふし同  
人ハ不快あきども申訳のため「ろんとん」へ行かんぞ病を  
押して出立し車小乗らんき錢もかく徒歩小出て出掛けしハ  
旅行の暇小病を増し止を得しき宿屋小泊り養生しけし  
小病ハいよく熱病小陥りたり扱もろんとんの「何むべし」ハ

夫婦づきおてりをるまへ行人とまゐる途中少て丁度この宿  
 屋へ泊合せ旅人の病不苦しむとの話を聞き兼て慈悲深き  
 夫婦の人その容体を探ねんとて彼の部屋へ入り見きバこ  
 へ思拭きなき不る不るど互小顔を見合て共小驚くまかりあ  
 りて斯くの次第お成行きしとて前後始末を物語り齒が  
 こをちして怒りけきバつむべし更小又驚きさきま此入  
 小罪何ろおつを今日の今より罪なき君を賤しめしハ余  
 々過ありて多くの金を費し其病を介抱して故郷へ送り  
 返したる〇不る不るどハつむべし之の慈悲おて一旦の病ハ

全快したまども娘のため小高貴の機を失ひ生涯の間繁昌  
 の日小逢えざりしとつふ  
 右の次第を以て考ふる人たる者ハ一分一釐おても眞實  
 の路を外さざればハ悪事災難ハ身の八方より立起るもの  
 あり

⑤ へ見んうをくるの事

へ見んうをくるハ蘇格蘭のどむろつらるるをふる百姓の娘  
 あり女の身あまも百姓のことあまも農業を事とし仕事  
 の暇ハ教の書を読み深く宗旨を信じて身の行状を脩め  
 り父母死して後ハ一人の妹を養ひ共小信心の道を樂しむ

とて朝夕二日を教せしも妹の心意甚しくして姉の教不徒  
を遂ふ大悪無道の罪を犯して召捕へらまたり國法を以て  
此を吟味せしふこの度の悪事若し他の人相談せしむ  
とありば其罪も一等軽くあるべし是れも當人一人の所為  
あま死罪も行むべき様子あり故に「是人より裁判  
所へ訴へてこの度の悪事ハ姉と妹と相談せしことあり  
と申立あば妹の罪も軽くあるべきハ必定おまども露をか  
まも欺偽あまへ「是人の氣質おて假令ハ親しき妹の一命お  
拘るることおても虚言ハいふべからばとて心お決し裁判  
所へ呼出さるし「是れ最初より妹の悪事お付てハ一切此を

を知らむと言放しけは「憐むべきハ妹あり國の掟め如く  
死罪を申渡さるなり」  
右の如く「是人」ハ眞實を守らんがため妹の命を救まざ  
りしと雖ども心中ハ薄情あるおはらば其死罪お定りたる  
を聞き命乞のため「是れ」の政府へ訴へんより三百余里  
の路を徒跣おて女王の膝下お至り事の次第を明白お述べ  
て歎願しけは「女王」もその心中を憐れ死罪赦免の沙汰お  
及べし  
後の世お至り英吉利の文人「おら」とるまことある者へま  
人の物語を聞き其眞實を守るの義と其妹を思ふの情お感

心して威作の書中かへせんの名を用ひて女武者とふした  
 ることわり且其墓所を探り索て大なる石碑を建て碑の銘  
 を記し其徳を表したるをもくわるとるまこととてそてハ  
 世界に名高き文人ふて大家先生なり斯る貴き身分ふて見  
 るかげもなれば百姓の娘へ厚き禮を奉つるとハ愉快なる事  
 といふべし

童蒙をへ草卷の四終

終

